

2024年度政務調査研究活動実績報告書

県民の会 代表 坂本 茂雄

2024年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。

- 1 議員定数のあり方についての調査研究 (特別委員会への意見反映)
- 2 特定利用空港・港湾、台湾有事についての調査研究
(議会質問及び請願書賛成討論への意見反映)
- 3 国際観光、バリアフリー観光についての調査研究
- 4 宿泊先として、民泊についての調査研究
- 5 離島における災害対応について
- 6 南海トラフ地震等自然災害に対する防災・減災の調査研究について
(議会質問会への意見反映)
- 7 持続可能な森林林業政策の調査研究について (議会質問会への意見反映)
- 8 夜間中学のあり方の調査研究について
- 9 部落差別・人権侵害への解消対策の調査研究について
- 10 精神に障害のある方への医療費助成の調査研究について
(議会質問会への意見反映)

i 議員定数のあり方についての調査研究

議員定数問題等調査特別委員会が設置された段階から、5月27日に地方自治や選挙制度に詳しい早稲田大学政治経済学術院小原隆治教授とZOOMで講演頂き、投票率の低下、無風・無投票選挙の温床となる1人区の定数に占める割合が27%とワースト3位の高知県であることも踏まえて、意見交換をするなど会派で何度も議論を重ねてきました。

選挙区割は総定数によって大きく影響を受け、基数も変動することになりますので、公職選挙法を前提とし、逆転選挙区の解消は無論の事、人口を基本としながらも経済・文化・歴史的背景も考慮して、中長期的に選挙区のあるべき姿を示すことが大事だと考えています。

「選挙区の議員定数」は、現行法を前提とすれば、人口比例を柱に検討を行う事は基本ですが、急激な人口減少や面積などは考慮すべきであり、地域代表制も人口比例の制約の中で最大限尊重される区割りとなるべきだと考えています。

自らの選挙区だけのことでなく、高知県全般にわたる政策決定を行うことが県議会の使命であり、県全体のバランスを考え、将来のあるべき姿を見据え、直近の選挙だけではなく、中長期を見据えた制度改革を議論すべきであり、なによりも県民全体の納得感のある制度改革案を下記の通り、提案してきたところです。

▽安芸市・芸西村区を合区（定数2）▽香美市区と長岡郡・土佐郡区を合区（同2）▽四万十市区と黒潮町区を合区（同3）▽宿毛市・大月町・三原村区の宿毛市区（同1）と分離した大月町・三原村を土佐清水市区に統合（同1）▽吾川郡区を分離して、いの町は土佐市区に統合（同3）▽仁淀川町は高岡郡西区に統合（同2）▽南国市区（同3）とし、他の選挙区は現行とするものです。

これはあくまでも県民の皆さんのご意見を頂きながら議論する素案であり、今後特別委員会でも、首長や有識者らの意見も聴取し検討していくこととなります。

2 特定利用空港・港湾、台湾有事についての調査研究

1月18日から、台湾有事と向き合わざるをえない沖縄県、八重山諸島に位置する石垣市、竹富町で、本県でも受け入れた特定利用港湾指定の位置づけなどについて、聞き取りを行いました。

18日は石垣市にある沖縄県庁八重山合同庁舎で、沖縄本島の県庁港湾課・空港課、基地対策課・防災危機管理課とオンラインによって特定利用空港・港湾、台湾有事等々の意見交換を行わせて頂きました。

19日は、石垣市役所で、建設部港湾課から台湾有事等を想定した特定利用港湾対応など、午後は竹富町役場でお話を聞かせて頂きました。

また、20日には、石垣市議の砥板芳行氏、大道夏代氏、井上美智子氏、田盛英伸氏にお集まりいただき、意見交換をさせて頂きました。

それぞれの立場における皆さんから率直なご意見を聞かせて頂き、台湾有事と向き合わざるをえない石垣における特定利用空港・港湾への国の対応を知ることができるなど大変有意義な調査となりました。

▼沖縄県は、政府による特定利用港湾を指定する計画は、民間との共用が前提であり、軍事利用目標となることなどジュネーブ条約との関係や日米地位協定との関係などについて、国に対して見解を求めてきたが、具体的回答は未だない。

R6. 1八重山諸島5市町から受け取った空港拡充要請については、情報収集しながら検討している。与那国町からの拡張整備要望については、H19の整備で十分な機能を有していると考えている。

県としては、台湾有事に至らないような外交が進められるべきと考えているが、もし事態が緊迫した時の検討はしているが、自衛隊の拡充が緊張関係を高めることにならないよう平和的外交を進めてもらうよう求めている。

石垣市、竹富町、与那国町から要望されている有事の際の住民避難の支援やシェルター整備は、国のガイドラインによる考え方によると、とどまらざるを得ない場合に備えて、特定臨時避難施設に避難することも必要と考えている。

県としては、先島地域の住民との意見交換など丁寧な対応をしていきたい。

いずれにしても避難計画は実効性を伴わせていきたい。

▼石垣市では、特定利用港湾の指定については、民生利用が基本であり、台湾有事がないようなことを願いつつ対応をしている。あくまでも軍事利用でなく、優先的な予算付けや港湾整備の前倒しの加速化を期待して、同意しているがまだ、交付されていない。

4月以降も、自衛隊の利用頻度は特段増えていないので、特にデメリットは感じておらず、あくまでも港湾整備計画にもとづいたものと捉えている。

石垣市からの避難は、航空路線が主だが、大量輸送となれば、船舶となる。

▼竹富町では、有事の際の避難誘導計画は石垣市との共同連携になる。先島5市町村で国民保護の意見交換を行い、課題の共有を行っている。

台湾有事は想定しておらず、外交をしっかりしてくれと言わざるをえない。

▼4人の石垣市議との意見交換では、石垣空港の特定利用空港の指定に石垣市長が前のめりであることの危険性が指摘され、4月以降自衛隊艦船が石垣港に7回寄港している。

台湾有事は避けて通れない。

市民に対しては、公共工事への依存度が高く、防災上の対策などを理由に説明しているが、特定利用港湾関連予算が沖縄振興策の関連予算の別枠となるのかは明確でないなどの懸念が示されました。

3 国際観光、バリアフリー観光についての調査研究

石垣市から観光面だけでなく、石垣港の果たす物流面などの現状などについても説明を受けました。

クルーズ客船の受け入れ状況としては、令和元年のコロナ前の最高寄港数で148回と全国5位になっており、今後は22万トン級の2隻同時寄港を目指すため石垣港の将来構想土地利用に基づき、港湾整備計画も令和6年6月に改定した。

受け入れ体制は、2年前からのインターネット予約受付としている。

クルーズ客船の誘致活動は、大阪関西万博との関連など事業者との情報交換を行っている。

クルーズ客船帰港によるオーバーツーリズム対策は、喫緊の課題で、二次交通の確保で観光地の分散化を図りたい。

台湾からの観光客が多く、台湾定期船（石垣－基隆）には、期待している。石垣牛の輸出や製造品の組立部門を担ったり、新たな役割を果たすことも検討している。早ければ令和7年9月に就航

石垣島のバリアフリー観光の推進における NPO 法人バリアフリーネットワーク会議との連携は密にしており、石垣空港に窓口カウンターを設け、ユニバーサルツーリズムを進めていくこととしている。

石垣市における観光の人手不足は深刻で、一度島外にでた人に戻ってもらうことの働きかけをするしかない。

4 宿泊先として、民泊についての調査研究

宿泊先として、民泊に期待されていることや旅行者の長期滞在などについて11月19日に竹富町黒島の「民宿 くろしま」に宿泊し、ご主人と意見交換。

5 離島における災害対応について

竹富町の状況を聞き取りしながら、離島における以下のような課題に学ばせて頂きました。

これは、離島だけでなく、小規模集落を抱えた中山間地の課題にも共通するように思えます。

- ・集約の難しいインフラを島毎に多数抱えている中で、維持管理コストがかかる。
- ・常備消防を持てないために、災害等の場合は、各地区消防団に頼っているのが現状であり、各島(地区)での防災力向上や受援体制の構築が課題。西表島などは、消防分団に年間9千万円で委託している。
- ・一町多島の行政形態であり、ほとんどの島での住民の交通手段は、船舶のみとなっている。そのため、災害時に港湾設備が使用できない場合、住民の救出・救助、物資の支援、復旧等が迅速に行えない状況がある。
- ・大規模災害が発生した場合の住民等の救出・救助、物資、インフラ・情報通信の早期復旧の対応支援、防災施設等の維持管理(整備・改修)に係る財政支援などの課題がある。

6 南海トラフ地震等自然災害に対する防災・減災の調査研究について

- ①感震ブレイカーの配置について
- ②中山間地の防災対策をはじめとした災害対策について
- ③事前復興まちづくりについて
- ④災害ケースマネジメントについて
- ⑤防災DXについて

7 持続可能な森林林業政策の調査研究について

熊本県庁で令和2年7月豪雨における球磨川流域の被災状況とその後の森林政策についての聞き取り調査や球磨川流域の球磨村大瀬、神瀬、人吉市球磨川支流の現場を視察し、森林林業政策と防災対策の関連性について東京大学大学院森林流域社会環境学研究室蔵治光一郎教授から指導いただきました。

8 夜間中学のあり方の調査研究について

「県立夜間中学の未来を考える議員ネットワーク会議」を発足させ県民の会ではメンバーの市議の皆さんや「夜間中学生の声から学ぶ会」の皆さんと交流してきました。

7月10日には、高知国際中学校夜間学級を訪問させて頂き、この4年間の「夜間中学」の歩みと生徒たちの「声」に学ばせて頂きました。

また、1月16日に「県立夜間中学のこれから」についての意見交換では、所管の県教育委員会高等学校課より現状と次年度入学者の状況などをヒアリングし、情報をどのように各市町村教委や学校現場に伝えていくのか意見交換もさせて頂きました。

開設当初から課題であった途中入学も、要件緩和によって、認められるようになっていきます。

今後とも、卒業予定者のニーズをしっかりとつかみ、応えられる支援が必要となっています。

義務教育を十分に受けられなかった人などが通う夜間中学が、全国で32の都道府県と政令指定都市に設置されていることが、文科省の調査で分かったとのことですが、2022年の前回調査より設置した自治体が12増えています。

全国53の夜間中学の24年5月1日時点の状況では、夜間中学に通う生徒は1969人で、前回の1558人の約1.3倍に増えています。

また、卒業生の新たな出発を見送るため、卒業式へのメッセージを送るとともに、出席させて頂いております。

9 部落差別・人権侵害への解消対策の調査研究について

7月16日に、「部落差別をなくする運動」強調旬間の高知市記念講演会で内田龍史さん（関西大学社会学部教授）の「部落差別の現在—部落解放への展望」を聴講し、下記のことを中心に学び今後の取組に生かすこととしました。

最初に、「差別と社会—マジョリティ・マイノリティ関係」について、図にあるような「差別のメカニズム」をもとに、差別と社会についてお話いただきました。

▼差別も社会現象のひとつであるが、では、人と人との関係によって成立する社会の成立要件は、一定の規範・ルール・価値観（あたりまえ）が必要であり、それがないと安心して生活ができない。

▼マジョリティ（社会的多数派・支配的集団）の立場からすると、マイノリティ（社会的少数派）の存在は、見ようとしなければ見えないし、見えていたとしても、自分たちとはちがう変わった人たち・変な人たち、という印象を持ちがちである。

▼マジョリティが、自分と同じような知識・経験・感情・価値観を持っていることが「あたりまえ」（社会の常識）だと考えているかぎり、「あたりまえ」ではない、「あたりまえ」のことができないと勝手に判断されるマイノリティの人びとは、理解不能な存在として認識されることになる。

▼社会の常識は、マジョリティの知識・経験・感情・価値観を中心に（マジョリティにとって都合の良いように）作られており、言い換えれば、通常、社会は、当該社会におけるマジョリティを優遇するように、偏って形成されている。

▼世界共通のルールとしての人権の実現については、実現に向けた調整と必要な変更が求められる。

そのような中で、「部落差別とは？」被差別部落に居住する人びと、そこにルーツを持つ人びと、部落と見なされた人びとに対して、日常生活や、結婚・就職などの場面において、不当に①遠ざけ、見下し、仲間はずれにすることによって（権力者や多数派が）利益を得る行為、あるいは②その存在や経験を無視すること、さらには③それらを容認する社会のしくみのことであることを指摘された上で、「部落差別の現在」がどのようになっているか、話されました。

▼「特に大きな現在の課題」として、①部落に対するマイナスイメージがインターネット上で拡散している。②情報化社会が進展するなかで、部落の人・場所などが暴かれている。③部落問題について「知らない」「認識がない」若者たちが全国的に増えている。

▼「インターネット上の部落差別」とは、次のようなイメージを持たし、拡散している。①みんながこわいわけではないのに「過度の一般化」で「こわい」イメージを植え付ける②みんながずるいわけではない「ずるい」イメージを植え付ける

▼自分の信念を肯定するための情報を探し出し、信頼できるものとする「確認バイアス（（偏り・偏向）」が作用し、情報化社会において、バイアスを確認する場が増加するし、否定的な情報の方が注意を向けやすく、記憶に残りやすいという「ネガティブ・バイアス」によって安全・安心・安定を脅かす情報は拡散しやすい。

▼「寝た子を起こすな」論で、差別に直面したり、差別に対する不安があっても、誰にも相談できずに、部落の人びとはだまらされ、だまっていると差別は表面化せず、差別はないように見えてしまう。

まさに、部落差別の現在を知ったうえで、「部落解放に向けて」取り組むべき課題について、話されました。

▼「差別を知って差別をする」「差別を知らないで差別をしない」「差別を知って差別をしない」

「差別を知らないで差別をする」層がいる中で、「差別を知って差別をしない」層を育てるために、ワクチン・予防接種としての部落問題学習が必要。

▼差別解消のためには、突破口としての「接触理論」と「接触理論」の実践が必要、それは友だちは差別しない（可能性が高い）ということから言える。

▼差別克服のために、「学習(差別・人権)と経験(であい)が必要」「部落差別が生ずるメカニズムとその不当性を学ぶ」「人権概念について学ぶ」「であい(接触理論)を通じて偏見・差別を解消する」「差別の克服は社会の仕組みを変えること」などを踏まえて、「学びとであい」を重ねていくこととします。

10 精神に障害のある方への医療費助成の調査研究について

精神に障害がある方の家族でつくる団体「高知はっさくの会」の皆さんと意見交換をする中、「精神障がい者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費及び一般医療費への助成制度(重度心身障害者医療費助成制度)の創設」を求めた署名を県に提出する活動に連帯するとともに、県議会においても会派として2回の質問を行ってきました。

県内では、令和6年3月末現在で7659人が精神障がい者保健福祉手帳を持っていて、年々増加傾向にありますが、県内の医療制度については精神障がいのある人への医療費の助成は一部あるものの、長期的な治療で費用がかさむだけでなく仕事が限られるため収入が減少し生活が困窮するという課題がある中、何度か「はっさくの会」との意見交換や議会質問で、「高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議」が開催されることになりました。

これまで、「高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議」を2回傍聴し、注視してきました。